

西都市立茶臼原小学校いじめ防止基本方針



平成30年4月改訂

西都市立茶臼原小学校

I いじめの防止等のための対策の基本的な方針考え方に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるか、以下に示すのは、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な考え方である。

(1) いじめの防止

いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。また、全ての児童に自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図るため、平素から学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置し、毎月定例会を開く。いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。なお、毎週木曜日の職員朝会の前半に「こころタイム」を位置付け、気になる児童についての情報交換を行い全職員で共有する。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

① 人権教育の推進

- いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。
- 子ども達が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うようにする。

② 道徳教育の充実

- 「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- 児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- 児童の心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

③ 体験教育の充実

- 児童が、他者や社会、自然との直接的な関わりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気付き、発見し、体得するよう、さまざまな体験活動に取り組みさせる。
- 環境体験や自然体験、福祉体験等、発達の段階に応じた体験活動を体系的に展

開し、教育活動に取り入れる。その際、学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、いじめの未然防止に努めるようにする。

- ④ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実
 - 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
 - 児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ⑤ 保護者や地域の方への働きかけ
 - 「茶臼原小学校いじめ防止基本方針」のホームページ等を活用して周知徹底を図る。
 - 授業参観や全校懇談会、学校便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
 - P T Aの各種会議や保護者会、家庭教育学級等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。
 - インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(2) いじめの早期発見

- ① 日々の観察
 - 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
 - 休み時間や昼休みの時間等に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには教職員がいる」ことを目指す。
 - いじめの早期発見のための県から出ているチェックリストを活用する。
 - 全ての教職員がいじめ相談の窓口であることを知らせ、相談しやすい環境づくりに努める。
- ② 観察の視点
 - 児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を行う。
 - 担任を中心に、教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
 - 気になる言動を察知した場合は、その場で適切な指導を行い、人間関係の修復にあたり、関係職員への連絡を密に取る。
- ③ 日記や連絡帳の活用
 - 日記や連絡帳等の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係の構築に努める。
 - 児童からの相談・連絡等で気になる内容については、個別に教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。
- ④ いじめ実態調査（アンケート）の実施と教育相談の実施
 - 毎月1回いじめに関するアンケートを実施し、年間2回は、その日のうちに、教育相談（1時間設定）を実施する。
 - 日頃から教職員が声かけをし、教職員と児童の信頼関係の形成に努め、児童が

気軽に相談できる環境をつくる。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、その時その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先した措置をとる。
- いじめの事実について発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に通報する。

② 情報の共有

- 情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合は「いじめ不登校対策委員会」の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
- 教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

③ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が西都市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、担任に限らず、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

④ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、西都市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時「いじめ不登校対策委員会」で決定する。
- 事実関係が把握された時点で、「いじめ不登校対策委員会」において、指導及び支援の方針を決定する。
- 「いじめ不登校対策委員会」だけでなく全職員が連携して組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援をしていく。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

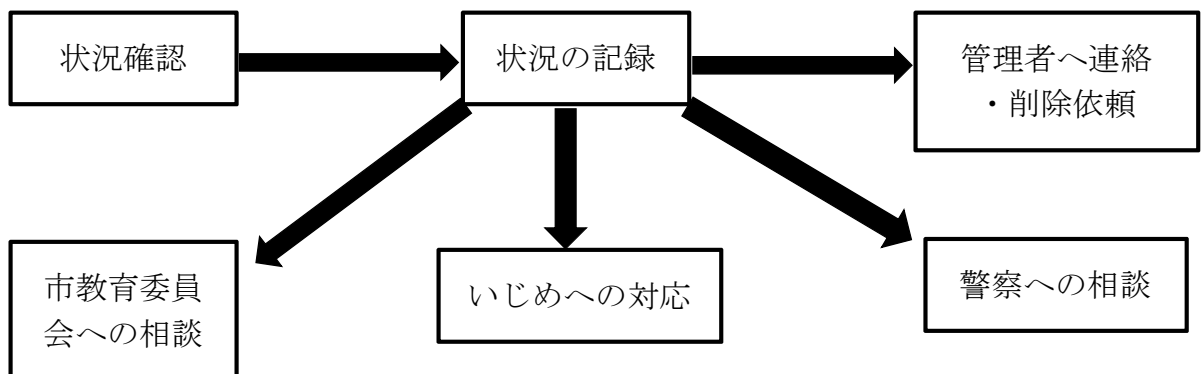
- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

- ⑤ 関係機関への報告
 - 校長は教育委員会への報告を速やかに行う。
 - 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、西都市教育委員会と相談の上、警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。
- ⑥ いじめ発生後の対応（継続指導・経過観察）
 - 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級運営を図る。
 - 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。
 - カウンセラー等を活用し、児童の心のケアを図る。
- ⑦ いじめ解消の判断
 - いじめに係る行為が止んでいる状態とは、被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が相当の期間継続（目安として3ヶ月）していることとする。
 - いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかや被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することとする。

(4) ネット上のいじめへの対応

「パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、文字や画像を使い特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。特定の人物になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載する。」などがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

- ① ネットいじめの予防
 - 教科や学級活動、総合的な学習の時間等における情報モラル教育の充実を図る。
 - インターネット利用に関する職員研修を実施する。
 - 学校保健委員会や家庭教育学級等で保護者へ向けての勉強会を実施し、フィルタリングや見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭内ルールの作成）
- ② ネットいじめへの対処
 - 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
 - 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施していくようにする。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進等、学校と地域・家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

① 教育委員会との連携

- 関係児童への支援・指導や保護者への対応・方法について相談する。
- 関係機関との連携を図るために、その調整を依頼する。

② 警察署との連携

- 心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合は、教育委員会に相談の上、警察署と連携し対応する。

③ 福祉関係機関との連携

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を図る。（西都市教育委員会へ依頼）
- 家庭での児童の生活、環境の状況把握を依頼する。（市福祉事務所）
- 家庭の養育に関する指導・助言を依頼する。（児童相談所）

④ 医療機関との連携

- 関係児童が、精神症状についての治療、指導・助言を必要とする場合や精神保健に関する相談を要する場合は、専門の医療機関へ相談し対応を図る。

4 重大事態への対処

(1) 重大事故の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法 第28条)

① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合とは

- 児童が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合など

② 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合とは

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 被害児童の保護・ケア

被害を受けた児童に対する複数の教員による保護、スクールカウンセラーによるケアに努める。また、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケアに努める。

(3) 加害児童への働きかけ

警察署への相談・通報、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携を図りながら別室での学習を実施する。

(4) 教育委員会・関係機関との連携

西都市教育委員会へ報告し、連携して事態の解決を図る。
(地方公共団体の長に報告・調査)

(5) 保護者・地域との連携

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

(いじめ対策緊急保護者会の開催、PTA三役会の活用、学校評議員会の開催)

Ⅲ その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。